

和光市公共施設予約システム  
提供業務仕様書

和光市総務部デジタル推進課

# 令和6年度和光市公共施設予約システム提供業務仕様書

## 1 目的

現在、和光市が使用している公共施設の予約を管理する「和光市公共施設予約システム」（以下、本システム）が令和7年6月30日に契約終了になることに伴い更改を行う。本事業は、高いセキュリティを確保しつつ、更なる事務処理の効率化及び質の高い市民サービスの提供を図ることができる公共施設予約システムを導入することを目的としている。

## 2 業務期間

- (1) 導入期間：契約日から令和7年6月30日まで
- (2) 運用期間：令和7年7月1日から令和12年6月30日まで

## 3 対象施設

- (1) 既存の室場数については別紙1のとおり。
- (2) 室場は200室場まで追加できること。なお、本システム運用後における追加室場分の設定作業費については今回の調達には含めない。

## 4 業務内容

和光市が受託者に対して求める公共施設予約システム提供業務の内容は以下のとおりとする。

業務では、公共施設予約システム及び関連システムの構築及びセットアップと令和7年7月1日から令和12年6月30日までの運用保守を調達範囲とする。

- (1) 導入に係る作業（要件・仕様調整、運用テスト、担当者への操作説明会等）

ア 本システムの動作環境及び利用可能な機器

項目	施設利用者（PC）	職員用端末（管理者）
端末	PC・タブレット・スマートフォン	PC
OS	Windows/MacOS/iOS/Android	Windows10、11
ブラウザ	Microsoft Edge（必須）	Microsoft Edge（必須）

	Google chrome Fire Fox Safari Opera	※インターネット環境での接続の場合においては、仮想環境上 (Citrix) で動作すること。
--	--	--

契約期間内に新 OS やブラウザの新バージョンがリリースされた際には、ASP 利用料の範囲内で速やかに対応すること。また、職員側については、インターネット環境の他に LGWAN-ASP でのサービス提供も可能とする。

その他、職員用システムを利用するために必須となるソフトウェアがある場合は、Citrix 環境で確実に稼働するソフトウェアとし、下記のソフトウェア以外の場合はライセンス経費を ASP 使用料に加えること。

※既に保有するソフトウェア

- ① Adobe Reader    ② Just Note4 以上    ③ Just Calc4 以上

また、令和 5 年度公共施設予約システムの利用状況に関する統計情報は以下のとおり。

<管理者側システム利用（環境）状況>

- ・ 公共施設予約システム（管理者側）にアクセスする端末数 約 60 台
- ・ 公共施設予約システムへのアクセス方法
  - ①各施設からインターネット経由で直接接続
  - ②市役所及び出先機関から Citrix 環境経由 (Citrix 環境に接続する端末数 約 600 台)

<利用者側システム利用状況>

R5 上半期	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月		
訪問回数	10,707	10,746	10,673	11,083	10,367	10,273		
ヒット総数	3,079,037	3,060,114	2,765,350	2,863,250	2,728,681	2,911,859		
ページ総数	228,681	226,527	212,637	218,062	202,258	215,447		
抽選申込数	2,827	2,846	2,896	2,534	2,589	2,669		
先着予約数	2,098	2,028	2,142	2,116	1,618	1,499		
R5 下半期	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	総計	1 日平均

訪問回数	10,380	10,219	9,157	10,279	10,955	10,831	125,670	344.3
ヒット総数	3,286,778	3,116,311	2,824,954	2,691,295	2,364,545	2,263,531	33,955,705	93,029.3
ページ総数	235,453	223,173	202,275	202,391	190,501	181,545	2,538,950	6,956.0
抽選申込数	2,718	2,714	2,659	2,649	2,667	2,967	32,735	
先着予約数	1,704	1,584	1,534	1,523	1,594	1,830	21,270	

※ヒット数・・・サイト内のページ閲覧した回数およびダウンロード回数の合計数

ページ数・・・サイト内にある HTML ファイル形式のページを閲覧した回数

訪問回数・・・1時間以内に再度本サイトの訪問を行っていない訪問者の数

## イ 性能及び機能

別紙 2 の機能要件一覧に準拠するものとする。必須項目については必ず実装すること。

## ウ 要件定義及びシステム設定

各施設の予約方式、利用料の取扱い等について施設担当者とヒアリングし、要件定義、システム設定等作業を行う。

## エ 運用テスト

本システムを利用する端末等で運用期間前、及び本システムの改修後は動作検証を実施し、操作の確認ができること。また、そこで生じた問題点や疑問点は運用開始前に対応すること。

## オ 操作説明会及び操作マニュアルの納品

本システム施設管理者、担当者及び市民向けの操作説明会を実施すること。日程や説明会の方法等については和光市と協議すること。説明会に用いるデモサイト等の環境は受託者において準備を行うこと。なお、本番環境と同等の検証環境を提供すること。

システム操作マニュアルについては和光市向けシステムに適合した内容のものとし、電子データとともに必要部数提供すること。なおシステムのアップデート等があった場合は 随時更新し提供すること。

(2) ASP 方式による本システムの提供

本システムで導入するソフトウェア及びハードウェアは、ASP 方式で設置・運用するものとする。

本業務で導入するハードウェアを格納するデータセンターは国内拠点施設とする。また、個人情報保護と本システムの安定稼働を実現するために、別紙 3 のデータセンター要求仕様書に準拠した設備や機能を有するものでなければならない。

(3) 既存システムからのデータ移行作業

ア 利用者は既存で使用している 8 桁の英数字の利用者番号及び利用者情報を引き継ぐことができること。

イ 利用者登録情報は既存システムから取り込むこと。利用者登録情報以外のデータ取り込みについては職員の作業負担の軽減を踏まえた提案を行い和光市と協議の上決定し取り込むこと。

(4) ドキュメントの作成

納入成果物として下記のドキュメントを納品すること。

ア	打ち合わせ協議簿	1 部
イ	システム設計定義書	1 部
ウ	操作マニュアル職員用	1 部
	市民用	1 部
	管理者用	1 部
エ	操作マニュアルデータファイル (Doc ファイル及び PDF ファイル)	1 式
オ	システム動作確認書	1 部
カ	施設マスタデータ登録内容一覧	1 部
キ	操作説明会資料 (職員向け)	6 0 部
ク	操作説明会資料 (市民向け)	4 0 部
ケ	納入成果品データ	1 部

## (5) システム保守及びシステム稼働

ア システム稼働に係る品質水準については別紙 4 の SLA 協定書を締結するものとする。

イ システム管理者及び各施設担当者からの問い合わせに対するヘルプデスクを設け、電話又はメールで対応すること。対応時間は平日の 9:00～17:00 を含めた時間帯とすること。また、緊急の際の連絡体制を構築すること。

## (6) その他必要事項

ア システムの全部又は一部が、機能改良や法令改廃、社会環境の変化に伴い変更される場合は、その内容をできる限り速やかに和光市に通知するものとする。

イ ソフトウェアのバージョンアップは受託者の負担において行うこと。また、サーバーに対し必要なセキュリティパッチを、本システムに影響を及ぼすことがないよう事前に検証した上適用すること。

ウ 対象施設及び設備等の追加、変更等の軽微な各種設定操作が和光市側でも実施できること。

エ 本システムを将来リプレース等により移行する場合には、データ項目一覧及び全データを CSV または Excel 等のファイル形式で排出し提供すること。

オ 本仕様書に記述されていない事項であっても、本システムが効率的に稼働するために必要なものがあれば追加して見積りに含めること。

## 5 利用者カードレイアウト

利用者カードは和光市の指定する様式で作成し納品すること。(令和 6 年 4 月現在、利用者登録件数 4,894 件) ただし、既存システムのカードを未使用分も含めて利用できる場合は利用して構わないが、裏面に記載された QR コード画像及び本システムのサイトアドレス等が更新後の最新情報と異なる場合においては、シールの貼付で訂正する等の対応策を和光市と協議すること。既存システムのカードレイアウトは別紙 5「利用者カードレイアウト」参照。

## 6 個人情報保護

別紙 6「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

## 7 その他

- (1) 和光市、本システムの受託者は、相互及び関係する者と連絡を密にし、本業務を円滑に実施するよう協力して業務を遂行すること。
- (2) 職員側システムの利用における環境構築において、必要があれば運用管理ベンダーとの調整に協力すること。